

不利益処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	中央卸売市場 本場 (06-6469-7955) 東部市場 (06-6756-3901) 南港市場 (06-6675-2010)
処分課（担当）名	同上
処分の名称	環境保持のための入場禁止その他適当な措置
概要	市場の清潔な環境の保持を図るため必要があると認めるときは、市場へ入場する者に対し、入場の禁止その他適当な措置をとることがあります。
根拠法令等 及び条項	中央卸売市場業務条例第76条第2項（昭和46年条例第40号） (https://www1.g-reiki.net/reiki37e/reiki.html)
処分基準	◎次のいずれかに該当する者に対し、入場の禁止その他適当な措置をとることがあります。 (1) 危険物（市場の業務の用に供するものを除く。）又はごみその他の廃棄物を市場に持ち込もうとする者又は持ち込んだ者 (2) その他市場業務に支障を及ぼすおそれがあると認められる者
ホームページ	https://www.city.osaka.lg.jp/shijo/page/0000023610.html
備考	—